

# 山口市国土強靱化地域計画

令和3年3月

山口市

## 目次

序章	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
第1章 基本的な考え方	2
1 基本目標	2
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	2
第2章 想定されるリスク	3
1 本市の地域特性	3
2 自然災害の想定	5
第3章 脆弱性評価	6
1 脆弱性評価の考え方及び手順	6
第4章 強靱化の推進方針	15
1 強靱化の推進に向けた施策分野の設定	15
2 施策分野の整理と強靱化に向けた具体的な取組	15
3 計画の進行管理	32

## 序 章

### 1 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行されました。

国土強靱化は、大規模災害の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間を要して復旧・復興に取り組むといった「事後対策」の繰り返しを避け、いかなる災害が起ころうとも最悪の事態に至ることのない、強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

国では、基本法に基づいて国土強靱化基本計画を策定し、省庁横断的な進捗管理のもと、強い国づくりに向けた取組が進められているところです。

国土強靱化を更に実効あるものとするためには、国の取組に加えて地方公共団体や関係機関が連携して取り組むことが不可欠であり、国の基本計画に続き、地方公共団体も国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化を推進することが重要となります。

そこで、本市においても、国土強靱化に国・県・関係機関と連携して取り組むため、「山口市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

なお、本計画は、災害対策基本法第16条に基づいて設置する山口市防災会議各委員の意見を踏まえて策定しました。

### 2 計画の位置づけ

本計画は基本法第13条に基づき、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針となるものです。

また、計画の推進にあたっては、山口県国土強靱化地域計画（以下「県計画」という。）及び第二次山口市総合計画との整合を図ることとします。

### 3 計画期間

第二次山口市総合計画における基本計画の計画期間に合わせて令和3年度から令和4年度までとし、以後おおむね5年ごとに見直しを行います。なお、計画期間中であっても社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととします。

## 第1章 基本的な考え方

### 1 基本目標

本市では、過去に大雨をはじめ台風による暴風や高潮の被害を経験し、将来的には南海トラフ地震の発生も予測されています。あらゆる災害に対し、強さとしなやかさを備えた地域の構築に向けて、本計画では、次のとおり基本目標を設定します。

なお、基本目標は、国の基本計画及び県計画と同一の目標とします。

いかなる災害が発生しようとも

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

### 2 強靭化を推進する上での基本的な方針

強靭化の推進にあたっては、過去の災害から得られた教訓を活用しつつ、国の基本計画及び県計画における基本的な方針を踏まえ、以下の方針に基づいて取り組みます。

#### ○強靭化の取組姿勢

- ・本市の強靭化を損なう原因を多角的に考察します。
- ・長期的な視野で計画的に取り組みます。
- ・地域経済の活性化にも資することを重視します。

#### ○適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進します。
- ・災害時だけでなく、平時から有効に活用される対策となるよう工夫します。

#### ○効率的な施策の推進

- ・施策の重点化を図ることにより、効率的かつ効果的に施策を推進します。

#### ○地域の特性に応じた施策の推進

- ・協働のまちづくりにより、各地域の特性に応じた強靭化を進めます。
- ・要配慮者対策を強化します。

## 第2章 想定されるリスク

### 1 本市の地域特性

#### (1) 地理的・地形的特性

山口市は、県の中央部に位置し、南は瀬戸内海に面し、北には中国山地の連なる島根県に接しています。東西46.3km、南北59.6km、面積1023.23km<sup>2</sup>を有しています。

河川は1級河川の佐波川をはじめ、榎野川及び阿武川の3河川が存在します。これらの河川により、浸食された深谷は急傾斜地が多く、土砂災害の発生が多く見られます。また、洪水を防ぐため、佐波川水系には佐波川ダムと島地川ダムが、榎野川水系には荒谷ダムと一の坂川ダムが造られています。

海岸地域では、過去の開墾による造成地があり、海岸線が複雑に入り組んでいることから、津波、高潮の危険性があります。

#### (2) 気候的特性

北部の中山間地域と瀬戸内海沿岸部で気候の特性に地域差が見られます。

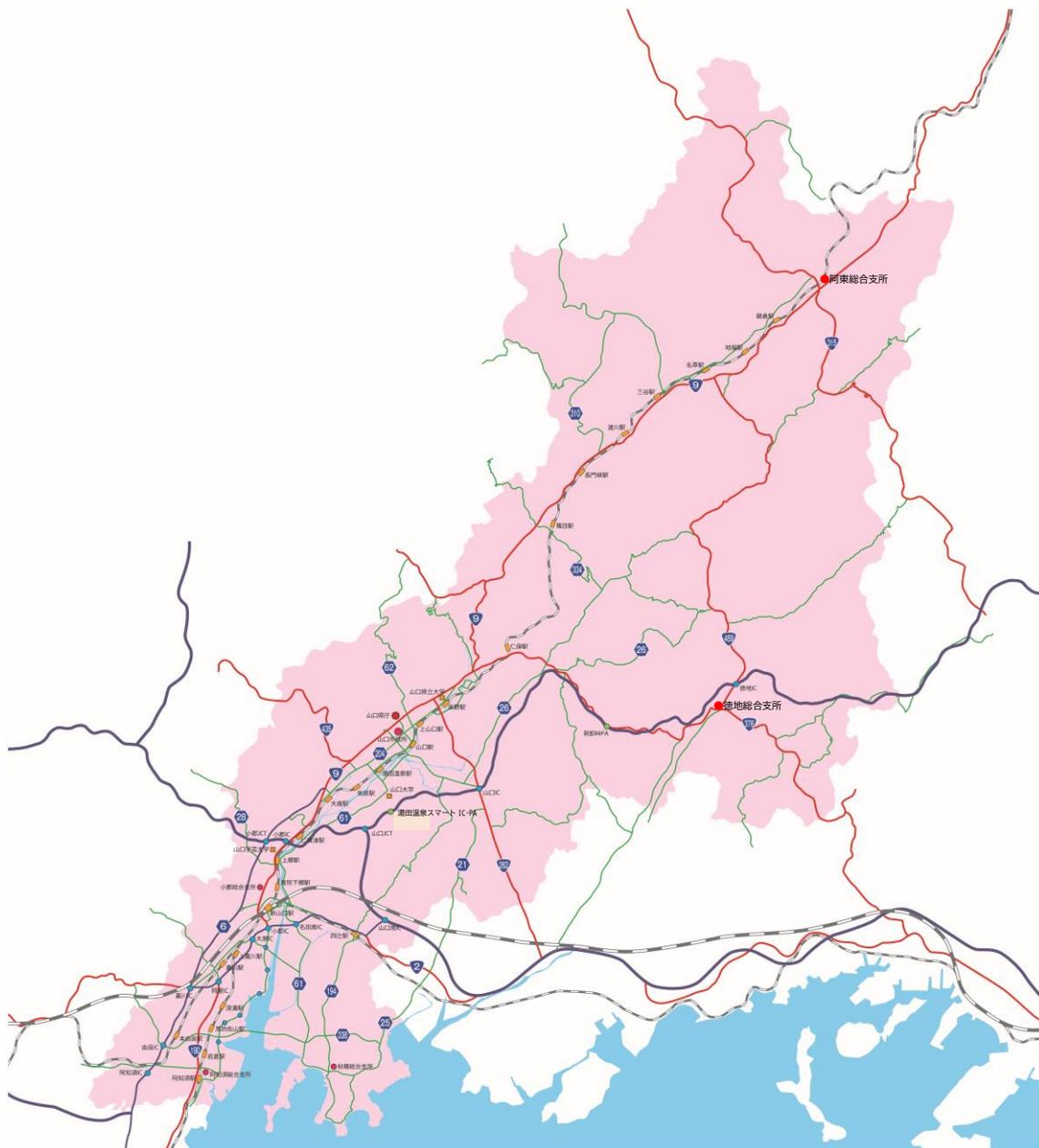
年間の平均気温は山間部で13～14℃、沿岸部では15～16℃と高く、年間の降水量は山間部で2,000～2,300mm、沿岸部で1,500～1,800mmです。

#### (3) 社会経済的特性

平成27年国勢調査によると、山口市の人口は197,422人、世帯数は84,994世帯、山口県全体の人口に占める割合は14.1%と県内で2番目の規模です。

産業構造別従事者数は、全国平均と比較して第3次産業の割合が著しく高く、情報通信業、教育学習支援業、サービス業、公務等が主な内訳です。地域に密着した農林水産業や商工業等では、担い手や後継者の確保が課題となっています。

交通は、広域交通網が東西南北に走り、県内の主要な都市に1時間以内で移動できるほか、高速道路や山陽新幹線、山口宇部空港といった高速交通網とのアクセスもよく、広域交流の拠点としての優位性を有しています。



至 山口宇部空港➔

## 2 自然災害の想定

本計画では、本市の特性や過去の災害発生状況を踏まえ、市民生活に影響を及ぼすリスクとなる大規模自然災害として以下のとおり想定します。

### (1) 大雨による浸水・土砂災害

近年、梅雨前線の影響などによる記録的な豪雨が全国的に頻発しています。本市においても、平成21年7月の豪雨では市内各地で浸水や土石流の被害が発生し、平成25年7月の豪雨では阿東地域を中心に浸水被害が発生しました。



平成21年中国・九州北部豪雨被害  
(朝田浄水場浸水)



平成25年山口・島根豪雨被害  
(JR山口線阿武川橋梁流失)

### (2) 台風による風水害及び高潮被害

地球温暖化の影響により台風が大型化・強力化しています。県内を通過した場合には、暴風や高潮による大規模な被害が想定されます。

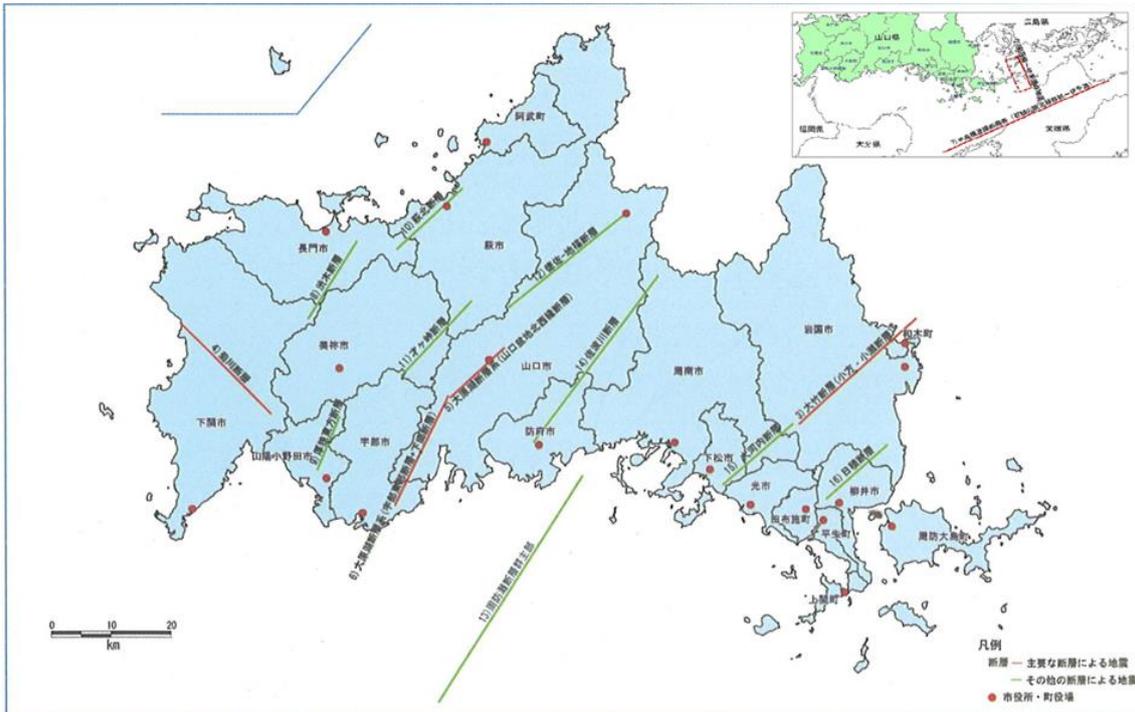
### (3) 大雪による被害

昭和38年1月豪雪では阿東徳佐で185cmの積雪を記録しました。近年、降雪量は減少傾向にあるものの、北部の中山間地域では数十cmクラスの大雪となる場合があります、施設の損壊や交通支障などの被害が発生しています。

### (4) 南海トラフなどの地震・津波被害

南海トラフに震源を有する地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%と予想されており、地震の規模はM(マグニチュード)8～9クラスとされています。

また、市域には大原湖断層系をはじめ複数の活断層が存在し、直下型地震が発生した場合には、最大で震度7の大きな揺れが想定されています。



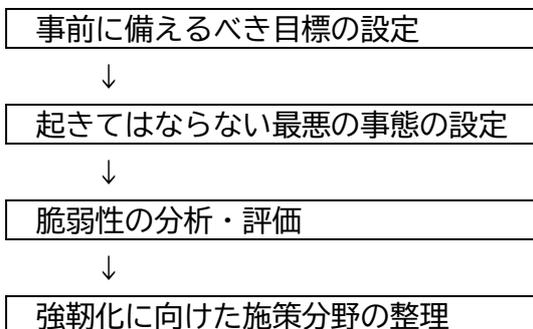
出典：山口県地域防災計画 震災対策編

### 第3章 脆弱性評価

#### 1 脆弱性評価の考え方及び手順

本計画では、内閣官房国土強靱化推進室が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、大規模災害等に対する脆弱性評価を行いました。

##### 【脆弱性評価の流れ】



(1) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画、県計画及び本市の特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と35項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【市民の命を守る】 大規模自然災害が発生した際の直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅地等での火災による死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による死傷者の発生
		1-3	河川氾濫や高潮など異常気象による広域かつ長期的な浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	適切な避難行動ができないことによる多数の死傷者の発生
2	【救助・救急、避難生活】 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに避難生活環境を確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防の被災による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
3	【行政機能の確保】 大規模災害時に必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	【情報通信機能の確保】 大規模災害時に必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による通信設備の麻痺・機能停止
		4-2	防災情報伝達手段の機能停止により情報の伝達ができず、避難行動や救助活動が遅れる事態
5	【経済活動の維持】 大規模災害時においても経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・競争力の低下
		5-2	エネルギーの供給停止による社会経済活動への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等生活用品の安定供給が停滞する事態
6	【ライフラインの確保】 電気、ガス、上下水道、燃料供給施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に止めるとともに、早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
		6-2	上水道の供給の停止、下水処理設備の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通網が分断する事態
7	【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地で大規模火災が発生する事態
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	農地・森林等の被害による荒廃
		7-5	風評被害による地域経済等への甚大な影響
8	【迅速かつより良い復興】 地域社会・経済が迅速かつ従前よりも強靱に復興（ビルド・バック・ベター）できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞することにより復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの衰退により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	地盤沈下・液状化現象等、広域・長期にわたる被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	貴重な文化財や観光資源の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7	より良い復興に向けたビジョンの欠如等により強靱化に支障をきたす事態

## (2) 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性評価を行いました。

### 1【市民の命を守る】

#### 大規模自然災害が発生した際の直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅地等での火災による死傷者の発生

- 学校施設は児童生徒が日中の大半を過ごす場所であり、全ての市立小中学校を指定緊急避難場所・指定避難所に行っていることから、耐震化や安全対策を進めることは重要である。
- 住宅・建築物の耐震化を促進するため、普及啓発や支援を行う必要がある。
- 市営住宅の更新や耐震化、長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。
- 老朽化した市道や橋梁について、安全に通行できるよう耐震補強や長寿命化などの対策を計画的に実施する必要がある。
- 緊急輸送道路を整備し、緊急車両や支援物資輸送車両などが災害時に通行できる道路環境を維持することが重要である。
- 火災による死傷者を防ぐためには、住宅用火災報知器や感震ブレーカーなど、建物の防火対策を促進するとともに防火意識の向上を図ることが重要である。
- 空き家や空き店舗の適切な維持管理及び利活用を図る必要がある。

##### 1-2 大規模津波等による死傷者の発生

- 南海トラフ地震等による津波対策として、海岸保全施設の整備及び長寿命化を図る必要がある。
- 津波による避難情報を確実に伝達するため、防災行政無線や防災メールなど複数の情報伝達手段を整備して情報発信することが重要である。
- 津波ハザードマップを活用し、津波に対する防災意識の向上を図る必要がある。

##### 1-3 河川氾濫や高潮など異常気象による広域かつ長期的な浸水

- 治水対策としての河川改修を計画的に実施する必要がある。
- 高潮対策としての護岸や堤防整備を計画的かつ早期に進める必要がある。
- 近年多発しているゲリラ豪雨による被害を軽減するため、ハードとソフトを組み合わせた総合的な浸水対策が重要である。
- 洪水や高潮のハザードマップを活用し、継続的に防災意識の啓発を行う必要がある。

#### 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- 土砂災害発生のおそれがある急傾斜地について、対策工事により安全を確保する必要がある。
- 治山事業の計画的実施により、山地に起因する災害を未然に防ぐことが重要である。
- 土砂災害が発生した場合には緊急に対策工事を行い、被害の拡大を防止する必要がある。
- ハザードマップを活用し、土砂災害警戒区域など危険箇所を広く周知して防災意識の向上を図ることが重要である。

#### 1-5 適切な避難行動ができないことによる多数の死傷者の発生

- すべての住民に防災情報を伝達するため、複数の情報伝達手段を用いて情報を発信する体制を整備することが重要である。
- 警戒レベルを用いた避難情報や、やさしい日本語・多言語など、伝わりやすい防災情報の発信に努める必要がある。
- 一方的に情報を受け取るだけでなく、雨量や水位など、取るべき行動を判断するために必要な情報を自ら取得することの重要性を周知することが重要である。
- 避難行動要支援者の支援体制を関係機関の連携により整備する必要がある。
- 自主防災組織の結成促進、活動支援に引き続き取り組むとともに、住民同士が声を掛け合って避難する率先避難の取組を市内全地域に波及させることが重要である。

## 2【救助・救急、避難生活】

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに避難生活環境を確保する

#### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止

- 民間事業者と協定を締結し、物資及び輸送手段の確保に努めるほか、同時被災する可能性の低い東日本地域の自治体と相互応援体制を構築することが重要である。
- 最低3日分の食料を各自が備えておくことを啓発する必要があり、市においても避難者数の想定に応じた備蓄品の確保に努める必要がある。

#### 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 救助活動に必要な重機等の資機材を整備するとともに、操作技術の向上に努める必要がある。
- 中山間地域で道路が寸断した場合には、空からの救助や物資輸送が有効であることから、ヘリポートを確保する必要がある。

<p>2-3 消防の被災による救助・救急活動の絶対的不足</p> <p>○通信指令業務をはじめとする消防本部機能を確保するため、防災機能の高い施設に執務室を設置することが防災対策上有効である。</p> <p>○被災現場での円滑な救助活動に資するため、警察、消防、自衛隊等関係機関の連携強化を図る必要がある。</p>
---

<p>2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p> <p>○日本赤十字社山口県支部や医師会と連携し、大規模災害時において医療活動が継続できる体制を確保する必要がある。</p> <p>○透析医療機関の断水対策を強化する必要がある。</p>
--

<p>2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生</p> <p>○避難所等における新型コロナウイルスをはじめとする各種感染症対策を徹底するため、間仕切りなど資機材の配備や人員体制を整備する必要がある。</p> <p>○予防接種など、平常時から感染症予防対策に取り組む必要がある。</p>
--

<p>2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生</p> <p>○簡易ベッドやパーテーションの配備など避難所環境の整備に取り組む必要がある。</p> <p>○行政のみによる取組では限界があることを認識し、地域住民による自主的な避難所運営ができる体制を構築する必要がある。</p> <p>○福祉施設との相互応援協定に基づき、要配慮者の受入れ体制を整備する必要がある。</p>
---

3 【行政機能の確保】

大規模災害時に必要不可欠な行政機能を確保する

<p>3-1 治安の悪化、社会の混乱</p> <p>○警察との連携体制を強化する必要がある。</p> <p>○協働のまちづくりの中で地域内における防犯活動の取組を促進する必要がある。</p> <p>○災害の発生が失業者の増加につながらないようにする必要がある。</p>
--

<p>3-2 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下</p> <p>○防災拠点となる市本庁舎、総合支所、地域交流センター、消防庁舎について、耐震性など機能強化を図る必要がある。</p> <p>○防災拠点への非常用発電設備や再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。</p>
--

- 業務継続計画（BCP）の見直しを行うとともに、計画の実効性を高めるため、各所属において事業継続マネジメント（BCM）に取り組む必要がある。
- 国や自治体、関係機関からの応援を迅速かつ適切に受け入れるため、受援体制を整備する必要がある。

#### 4【情報通信機能の確保】

大規模災害時に必要不可欠な情報通信機能を確保する

- 4-1 電力供給停止等による通信設備の麻痺・機能停止
  - 災害対策本部が設置される市本庁舎において、防災情報の発信に必要な電源の確保に努める必要がある。
  - 情報通信手段を平時から複数確保しておくことが重要である。

- 4-2 防災情報伝達手段の機能停止により情報の伝達ができず、避難行動や救助活動が遅れる事態
  - 複数の伝達手段を用いて防災情報を発信する体制を整備するほか、災害対策本部と総合支所・地域交流センター間の通信手段を確保しておくことが重要である。
  - 複数の手段で防災情報を取りに行くことの重要性を啓発する必要がある。

#### 5【経済活動の維持】

大規模災害時においても経済活動を機能不全に陥らせない

- 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・競争力の低下
  - 地域経済の減速を最小限に抑えるための各種支援を災害発生後早期に実施する必要がある。
  - 企業の緊急的な資金需要に対応する必要がある。

- 5-2 エネルギーの供給停止による社会経済活動への甚大な影響
  - エネルギー供給事業者との連携体制を強化し、早期復旧に努める必要がある。
  - エネルギー供給の早期復旧に資するよう、緊急輸送道路を確保する必要がある。

- 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
  - 防災関係機関が各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努める必要がある。

#### 5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

- 国・県など関係機関が連携し、道路支障の早期発見、情報共有、迅速復旧を図る体制を整備する必要がある。
- 緊急輸送道路を整備して災害時の交通網を確保する必要がある。

#### 5-5 食料等生活用品の安定供給が停滞する事態

- 食料の安定供給に資するよう、農地の区画整理、農業用施設の維持・管理、法人化の推進、耕作放棄地の解消、鳥獣害対策など、地域内の農業生産力を強化する必要がある。
- 食料や生活用品の安定供給を担う民間事業者の事業継続が必要である。
- 民間事業者との協定により、大規模災害時の物資供給体制を確保しておくことは重要である。

### 6【ライフラインの確保】

電気、ガス、上下水道、燃料供給施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に止めるとともに、早期復旧を図る

#### 6-1 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

- 災害対策本部とエネルギー供給事業所との連携体制を強化する必要がある。
- エネルギー供給源を多様化するため、太陽光や森林バイオマスなど再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。
- LPガスは災害に強い熱源であることから、協定により災害時の供給体制を確保しておくことが重要である。

#### 6-2 上下水道の供給の停止、下水処理設備の長期間にわたる機能停止

- 上下水道施設が被災した場合の応急対策・復旧活動について、あらかじめ必要な事項を定めておく必要がある。
- 日本水道協会、県、自衛隊等と連携し、災害対策本部として直ちに応急給水業務を開始できる体制の整備が必要である。
- 避難所等へ速やかに仮設トイレを設置できるよう、事業者と協定を締結する必要がある。
- 被災した場合でも上下水道サービスの維持及び速やかな復旧が出来るよう、上下水道施設の耐震化や耐水化、老朽化した上下水道施設の計画的な更新を進める必要がある。

### 6-3 地域交通網が分断する事態

- 運送事業者と連携し、地域交通網の維持に努める必要がある。
- 救急活動、物資輸送のため、緊急輸送道路ネットワークの構築を図る必要がある。
- 道路啓開の実効性向上に向け、建設業者との連携強化を図る必要がある。

## 7【二次災害の防止】

制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 市街地で大規模火災が発生する事態

- 住宅用火災報知器や感震ブレーカーなどの設置を促進し、防火意識の向上を図ることが重要である。
- 延焼火災発生時の安全を確保するため、広域避難場所を指定しておく必要がある。
- 地震等による消防水利の喪失を防ぐため、水道施設の耐震化や耐震性貯水槽の整備を進める必要がある。

### 7-2 有害物質の大規模拡散・流出

- 有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して有害物質の使用・保管管理及び流出・拡散防止や汚染物質の除去など防災対策の徹底を働きかける必要がある。
- 特に飲料水の汚染は市民生活に重大な影響が及ぶことから、関係機関が連携して応急対策にあたる体制を構築しておく必要がある。

### 7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 老朽化したため池の改修、廃止を進めるとともに、ため池ハザードマップの作成・活用や、ため池管理者による日常点検等、防災意識の啓発を図る必要がある。
- 河川や海岸施設の整備・点検・改修を計画的に進めるほか、山地災害を防止するため、治山事業を推進する必要がある。

### 7-4 農地・森林等の被害による荒廃

- 協働のまちづくりのなかで、地域コミュニティによる農地・農業水利施設等地域資源の適切な保全管理を進める必要がある。
- 森林の適正な管理を推進し、森林の有する多面的機能を発揮させる必要がある。

### 7-5 風評被害による地域経済等への甚大な影響

- 様々な伝達手段により、正しい情報を適切なタイミングで発信する必要がある。

## 8【迅速かつより良い復興】

地域社会・経済が迅速かつ従前よりも強靱に復興（ビルド・バック・ベター）できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞することにより復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物処理の遅れは地域全体の復興の遅れに直結することから、災害廃棄物処理計画に基づいて体制の構築を図る必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○建設業の人材育成に取り組むとともに、次世代を担う若者がまちづくり・地域づくりに関わる機会を整える必要がある。

○迅速な復旧・復興・被災者支援にはボランティアの協力が不可欠であることから、市社会福祉協議会と連携し、ボランティアが効果的に活動できる体制を整備する必要がある。

8-3 地域コミュニティの衰退により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○引き続き、協働によるまちづくりの取組を進め、将来にわたり安心して暮らすことができる地域社会を目指す必要がある。

○定住人口の確保に向けた地方創生の取組を進める必要がある。

8-4 地盤沈下・液状化現象等、広域・長期にわたる被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○浸水被害を軽減するための総合的な浸水対策に引き続き取り組む必要がある。

○ハザードマップにより、液状化の危険度を周知する必要がある。

8-5 貴重な文化財や観光資源の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失

○文化財の耐震化や消防設備の整備を進める必要がある。

○本市における多様な観光資源を効果的にPRすることにより、観光業の活性化を図る必要がある。

8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○大規模災害発生時の迅速な復旧・復興にあたっては、地籍調査により土地境界線を明確にしておくことが重要であることから、計画的に調査を進める必要がある。

○仮設住宅建設候補地の確保を進め、県と連携して迅速に住居を供給できる体制を整備する必要がある。

#### 8-7 より良い復興に向けたビジョンの欠如等により強靱化に支障をきたす事態

○まちづくりの将来像を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておく必要がある。  
○大規模災害発生後、迅速かつ的確に市街地復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握など事前準備を進めておく必要がある。

## 第4章 強靱化の推進方針

### 1 強靱化の推進に向けた施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」ごとに行った脆弱性評価の結果をもとに、これを回避するために取り組む施策分野については、第二次山口市総合計画で目指すまちの姿である5つの政策グループとします。

- 政策1 あらゆる世代が 健やかに暮らせるまち「子育て・健康福祉」
- 政策2 学び 育み 暮らしを楽しむまち「教育・文化・スポーツ」
- 政策3 安全安心で 快適に暮らせるまち「安全安心・環境・都市」
- 政策4 地域の魅力があふれる 産業と観光のまち「産業・観光」
- 政策5 市民と共に創る 自立したまち「協働・行政」

### 2 施策分野の整理と強靱化に向けた具体的な取組

「起きてはならない最悪の事態」と第二次山口市総合計画に掲げる5つの政策グループ、30の施策、124の基本事業の関係を次表のとおり整理しました。

国土強靱化に向けた具体的な取組については、第二次山口市総合計画の基本計画に基づいて毎年度策定する実行計画事業を基本として、必要な事業を位置づけることとし、別冊「起きてはならない最悪の事態を回避するための具体的な事業一覧」に示します。また、施策及び基本事業に設定している指標を、国土強靱化の取組を進める上での成果指標とします。

			1【市民の命を守る】 大規模自然災害が発生した際の直接死を最大限防ぐ				
政策グループ	施策	基本事業	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5
			の等的建 発で・物 生の大・ 火規模 災にによる や死住 傷宅地 者合	者大 の規 模津 波等 による 死傷	的河 な象 な浸 水による 広域 かつ 長期	る大 多規 模な 死傷 者の 発生 等によ	者い 適 切な 避難 行動 がで きな 死傷
1 子育て・ 健康福祉	1-1 子育て支援の充 実と環境整備	1-1-1子育て支援環境の充実					
		1-1-2母子保健の充実					
		1-1-3幼児教育・保育の充実					
		1-1-4子どもたちの交流の場 づくり					
		1-1-5児童虐待の防止					
		1-1-6ひとり親家庭等の福祉 の充実					
	1-2 健康づくりの推 進と地域医療の 充実	1-2-1健康づくりの推進					
		1-2-2食育の推進					
		1-2-3疾病予防・早期発見・ 早期治療の推進					
		1-2-4医療体制の充実					
	1-3 高齢者福祉の充 実	1-3-1介護予防の推進					
		1-3-2社会参加と生きがいづ くりの推進					
		1-3-3地域包括ケアシステムの 充実					●
		1-3-4認知症対策の推進					
		1-3-5在宅生活支援の充実					●
		1-3-6介護サービスの充実					
	1-4 障がい者福祉の 充実	1-4-1自立した生活と雇用・ 就業に向けた支援の促進					
		1-4-2地域生活支援の推進					
		1-4-3社会参加活動の推進					●
	1-5 地域福祉の充実	1-5-1地域福祉意識の醸成と 活動の充実					●
		1-5-2地域福祉の基盤強化					●
	1-6 社会保障制 度の適正な運用	1-6-1保険制度の適正な運営					
		1-6-2国民年金制度の理解					
		1-6-3生活保護と自立生活の 支援					
		1-6-4福祉サービスの適正な 運営の確保	●				

基本事業	2【救助・救急、避難生活】 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに避難生活環境を確保する						3【行政機能の確保】 大規模災害時に必要不可欠な行政機能を確保する		4【情報通信機能の確保】 大規模災害時に必要不可欠な情報通信機能を確保する	
	2-1 給等被災地での生命の停止に関わる食料・飲料・物資供給	2-2 立多集落かつ長期にわたる孤立発生	2-3 救消防活動の被災による絶対的不足	2-4 療ギ対的施設及び関係者の絶	2-5 染被災地における大規模発生・感	2-6 悪数十劣悪な避難生活環境、不	3-1 治安の悪化、社会の混乱	3-2 下よる職員・施設等の幅被災に	4-1 信電力供給の麻痺・機に停止通	4-2 活で停止に情報伝達手段の伝達能
1-1-1					●	●	●	●		
1-1-2	●			●	●	●		●		
1-1-3								●		
1-1-4								●		
1-1-5								●		
1-1-6					●	●	●	●		
1-2-1					●	●	●			
1-2-2					●	●				
1-2-3					●	●				
1-2-4				●	●	●				
1-3-1					●	●				
1-3-2										
1-3-3					●	●				
1-3-4										
1-3-5										
1-3-6										
1-4-1				●						
1-4-2					●	●				
1-4-3										
1-4-4										
1-5-1	●					●	●			
1-5-2	●					●				
1-6-1				●						
1-6-2							●			
1-6-3								●		
1-6-4										

	5【経済活動の維持】 大規模災害時においても経済活動を機能不全に陥らせない					6【ライフラインの確保】 電気、ガス、上下水道、燃料供給施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に止めるとともに、早期復旧を図る		
	5-1 競争力の低下	5-2 大なる影響	5-3 火災、重要な産業施設等の損壊、爆発等	5-4 の基礎的機能停止	5-5 給食が停滞する事象	6-1 のP都市機能停止	6-2 た水処理設備の停止、長期にわたる	6-3 態地域交通網が分断する事
基本事業	競争力の低下	大なる影響	火災、重要な産業施設等の損壊、爆発等	の基礎的機能停止	給食が停滞する事象	のP都市機能停止	た水処理設備の停止、長期にわたる	態地域交通網が分断する事
1-1-1								
1-1-2								
1-1-3								
1-1-4								
1-1-5								
1-1-6								
1-2-1								
1-2-2								
1-2-3								
1-2-4								
1-3-1								
1-3-2								
1-3-3								
1-3-4								
1-3-5								
1-3-6								
1-4-1								
1-4-2								
1-4-3								
1-4-4								
1-5-1								
1-5-2								
1-6-1								
1-6-2								
1-6-3								
1-6-4								

基本事業	7【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない					8【迅速かつより良い復興】 地域社会・経済が迅速かつ従前よりも強靱に復興（ビルド・バック・ベター）できる条件を整備する							
	7-1 生市街地で大規模火災が発生する事態	7-2 流出有害物質の大規模拡散・	7-3 二次のため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による災害の発生	7-4 農地・森林等の被害による荒地・	7-5 等風評被害による地域経済への甚大な影響	8-1 大量の処理が滞ることによる復興が遅れる事態	8-2 復旧・復興を担う人材（専門家、コネクティブ・リカバリー・ネットワーク）の不足により復興が遅れる事態	8-3 地域コミュニティの衰退により復興が遅れる事態	8-4 復旧・復興により復興が遅れる事態	8-5 地盤沈下・液化化現象等の発生により復興が遅れる事態	8-6 貴重文化財や観光資源の喪失による有形・無形の文化の衰退・損失	8-7 幅の住宅・店舗・事業所等の整備が進まず復興が遅れる事態	8-8 より良い復興に向けたビジョンの欠如等によりたじろぎの遅延が生じ、復興が遅れる事態
1-1-1								●					
1-1-2													
1-1-3								●					
1-1-4								●					
1-1-5								●					
1-1-6								●					
1-2-1													
1-2-2													
1-2-3													
1-2-4													
1-3-1								●					
1-3-2								●					
1-3-3								●					
1-3-4								●					
1-3-5								●					
1-3-6							●						
1-4-1													
1-4-2													
1-4-3								●					
1-4-4								●					
1-5-1								●					
1-5-2								●					
1-6-1													
1-6-2													
1-6-3													
1-6-4													

		1【市民の命を守る】 大規模自然災害が発生した際の直接死を最大限防ぐ					
政策グループ	施策	基本事業	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5
			の等的建 発で・物 生の大・ 火規交 災模通 に倒施 よる壊 や住等 傷宅の 者複 地合	者大 の規 発模 生津 波等 による 死傷	的気河 な象川 浸に氾 水よ瀦 るや 広潮な かつ異 長期常	る大 多規 数模 のな 死土 傷者 の災 発生害 等によ	者い 適切 な避 る難 行動 が多 数の 死傷 がで きな
2 教育・文化・スポーツ	2-1 教育環境の充実と整備	2-1-1確かな学力の定着					
		2-1-2豊かな心と健やかな体の育成					
		2-1-3現代的課題に対応した教育の充実					
		2-1-4安心して学べる教育環境づくり	●				
		2-1-5一人ひとりに寄り添う教育支援体制の充実					
	2-2 生涯学習・社会教育の推進	2-2-1多様な学習機会と学習情報の充実					
		2-2-2大学等と連携した人材育成					
		2-2-3生涯学習施設の整備・充実	●				
		2-2-4家庭教育の充実					
		2-2-5地域と学校の連携					
		2-2-6青少年の健全育成					
		2-2-7図書館サービスの充実					
	2-3 文化・芸術・歴史の継承と創造	2-3-1身近で多彩な文化・芸術活動のための環境づくり					
		2-3-2芸術鑑賞機会の拡充と文化を担う人材育成	●				
		2-3-3郷土の歴史や文化の保護・継承					
		2-3-4文化・芸術・歴史を生かした本市個性の創造と発信	●				
	2-4 スポーツ活動の充実	2-4-1スポーツ活動の充実					
		2-4-2体育施設の整備・充実	●				
		2-4-3体育関係団体・指導者の育成					
	2-5 国際化の推進	2-5-1国際交流の推進					
2-5-2多文化共生の推進						●	

	2【救助・救急、避難生活】 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに避難生活環境を確保する						3【行政機能の確保】 大規模災害時に必要不可欠な行政機能を確保する		4【情報通信機能の確保】 大規模災害時に必要不可欠な情報通信機能を確保する	
	2-1 被災地での 生命に関わる 食料・飲料 水の供給	2-2 多人数かつ 長期にわたる 孤立	2-3 消防活動の 被災による 救急活動の 不足	2-4 医療施設及び 関係者の絶 対的不足・被 災者への支 援の途絶による 医療機能の麻 痺	2-5 被災地におけ る大規模発生 の疾病・感 染	2-6 劣悪な避難生 活環境による 健康状態の悪 化・被災者の 健康状態の悪 化・被災者の 健康状態の悪 化	3-1 治安の悪化、 社会の混乱	3-2 市職員の行政 機能の大幅な 低下	4-1 電力供給停止 等による通信 機能の停止	4-2 防災情報伝達 手段の伝達機 能の低下
基本事業										
2-1-1										
2-1-2										
2-1-3										
2-1-4										
2-1-5										
2-2-1										
2-2-2										
2-2-3										
2-2-4										
2-2-5										
2-2-6										
2-2-7										
2-3-1										
2-3-2										
2-3-3										
2-3-4										
2-4-1					●					
2-4-2										
2-4-3										
2-5-1										
2-5-2										

	5【経済活動の維持】 大規模災害時においても経済活動を機能不全に陥らせない					6【ライフラインの確保】 電気、ガス、上下水道、燃料供給施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に止めるとともに、早期復旧を図る		
	5-1	5-2	5-3	5-4	5-5	6-1	6-2	6-3
基本事業	競争力による企業の低下	大なる影響	火災、重要な産業施設等の損壊、	の基幹的機能停止	給食が停滞する事態	のP都市機能停止	た水処理設備の長期停止に	態地域交通網が分断する事
2-1-1								
2-1-2								
2-1-3								
2-1-4								
2-1-5								
2-2-1								
2-2-2								
2-2-3								
2-2-4								
2-2-5								
2-2-6								
2-2-7								
2-3-1								
2-3-2								
2-3-3								
2-3-4								
2-4-1								
2-4-2								
2-4-3								
2-5-1								
2-5-2								

基本事業	7【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない					8【迅速かつより良い復興】 地域社会・経済が迅速かつ従前よりも強靱に復興（ビルド・バック・ベター）できる条件を整備する						
	7-1 生市街地で大規模火災が発生する事態	7-2 流出有害物質の大規模拡散・	7-3 二次災害の発生 ため池、防災インフラ等	7-4 農地・森林等の被害による荒地・	7-5 等風評被害による地域経済への甚大な影響	8-1 大量発生する災害廃棄物の処理が滞ることによる復興が遅れる事態	8-2 家・復興を担う人材（専門職）の不足に精通した技術者の復興	8-3 地域コミュニティの衰退により復興が遅れる事態	8-4 復等、広域・長期にわたる復興の発生により復興の遅れ	8-5 地盤沈下・液状化現象等の発生による有形・無形の文化財や観光資源の喪失	8-6 住宅・商業地の確保、仮設住宅の整備が滞る事態	8-7 より良い復興に向けたビジョンの支えとなること
2-1-1						●						
2-1-2						●						
2-1-3						●						
2-1-4												
2-1-5						●						
2-2-1						●	●					
2-2-2						●	●					
2-2-3												
2-2-4						●	●					
2-2-5							●					
2-2-6						●	●					
2-2-7									●			
2-3-1									●			
2-3-2						●						
2-3-3									●			
2-3-4						●			●			
2-4-1							●					
2-4-2												
2-4-3							●					
2-5-1						●						
2-5-2							●					

		1【市民の命を守る】 大規模自然災害が発生した際の直接死を最大限防ぐ					
政策グループ	施策	基本事業	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5
			の等的建 発で・物 生の大・ 火規交 災模通 による壊 るやや 死住の 傷宅の 者地合	者大 の規 発模 生津 波等 による 死傷	的気河 な象川 な浸氾 水による 水溢る や高潮 かつ異 長期常	る大 多規 数の な土 死傷 者の 発生 等によ	者い の適 こと な避 難行 動が でき な
3 安全安心・環境・都市	3-1 防災対策の充実	3-1-1防災意識の向上	●	●	●	●	●
		3-1-2地域防災力の向上	●	●	●	●	●
		3-1-3浸水対策の推進	●	●	●		●
		3-1-4海岸高潮対策の充実	●	●	●		●
		3-1-5初動・復旧体制の充実	●	●	●	●	●
		3-1-6危機管理体制の充実	●	●	●	●	●
	3-2 消防・救急体制の充実	3-2-1救急・救助高度化の推進	●	●	●	●	●
		3-2-2消防体制の充実	●	●	●	●	●
		3-2-3火災予防の推進	●				●
	3-3 交通安全の推進と防犯体制の充実	3-3-1交通安全意識の向上	●				
		3-3-2道路交通環境の整備	●				
		3-3-3防犯意識の向上					
		3-3-4消費生活に関する啓発と情報の提供					
	3-4 安全な水道水の安定供給	3-4-1水道事業の安定的な経営					
		3-4-2簡易水道事業の持続可能な経営					
	3-5 適切な汚水処理による水環境の保全	3-5-1公共下水道事業の健全な経営					
		3-5-2農業集落排水事業の持続可能な経営					
		3-5-3漁業集落排水事業の持続可能な経営					
		3-5-4合併処理浄化槽の普及促進					
	3-6 自然環境の保全と衛生的な生活環境の維持	3-6-1環境保全意識の啓発					
		3-6-2地球温暖化対策の推進			●		
		3-6-3再生可能エネルギー等の利活用の推進					
		3-6-4ごみ排出量の抑制					
		3-6-5リサイクルの推進					
		3-6-6ごみの適正処理					
		3-6-7生活公害対策の推進					
		3-6-8ペット等の適正飼養の促進					
	3-7 コンパクトで暮らしやすいまちづくり	3-7-1適正かつ合理的な土地利用の推進					
		3-7-2潤いのある緑環境の創出					
		3-7-3良好な景観の形成					
		3-7-4中心市街地活性化の推進	●				
		3-7-5良好な住環境の整備	●				
	3-8 快適な道路交通網の構築	3-7-6市営住宅ストックの有効活用					
3-8-1暮らしを支える道づくり		●				●	
3-8-2未来につながる道づくり		●				●	
3-9 持続可能な公共交通の構築	3-8-3道路・橋梁の維持管理	●			●	●	
	3-9-1利便性の高い基幹交通ネットワークの構築	●					
	3-9-2地域にふさわしい交通のしくみの構築	●					

基本事業	2【救助・救急、避難生活】 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに避難生活環境を確保する						3【行政機能の確保】 大規模災害時に必要不可欠な行政機能を確保する		4【情報通信機能の確保】 大規模災害時に必要不可欠な情報通信機能を確保する	
	2-1 給等被災地での 停止の生命に 関わる食料・飲料 物資供給	2-2 立多集数かつ 長期にわたる孤 独生活	2-3 救消防の被災 活動の絶対的救 助不足	2-4 療機能の麻痺 ギル対的不足 トの途絶・被災 支援 工ネル による医	2-5 染被災地にお ける大規模発 生・感	2-6 悪数十分な健 康管理による多 発の発生	3-1 治安の悪化、 社会の混乱	3-2 下よる市職 行員・施設等 の被災に	4-1 信電力供給停 止等による通 信機能の麻痺	4-2 活動が滞る事 態により情報 伝達手段の機 能低下
3-1-1	●	●			●	●	●		●	●
3-1-2	●	●	●		●	●	●	●		●
3-1-3										
3-1-4	●	●	●	●				●	●	●
3-1-5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3-1-6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3-2-1		●	●	●	●	●	●	●	●	●
3-2-2		●	●	●			●	●	●	●
3-2-3										
3-3-1										
3-3-2										
3-3-3							●			
3-3-4							●			
3-4-1				●	●	●				
3-4-2				●	●	●				
3-5-1					●	●				
3-5-2					●	●				
3-5-3					●	●				
3-5-4										
3-6-1										
3-6-2								●		
3-6-3								●		
3-6-4					●	●				
3-6-5					●	●				
3-6-6										
3-6-7					●					
3-6-8					●	●				
3-7-1										
3-7-2										
3-7-3										
3-7-4										
3-7-5										
3-7-6										
3-8-1	●	●								
3-8-2	●									
3-8-3	●	●								
3-9-1										
3-9-2										

基本事業	5【経済活動の維持】 大規模災害時においても経済活動を機能不全に陥らせない					6【ライフラインの確保】 電気、ガス、上下水道、燃料供給施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に止めるとともに、早期復旧を図る		
	5-1 競争力の低下 の企業 の生産 力・断	5-2 大なる影 響 エネ ルギ ーの 経 済 活 動 へ の 甚 に	5-3 火災、 爆発 等 重 要 な 産 業 施 設 の 損 壊、	5-4 の基 幹 的 交 通 ネ ッ ト ワ ー ク	5-5 給食 が停 滞 す る 事 態 の 安 定 供	6-1 のP都 電 力 機 能 停 止	6-2 た水 上 る 機 能 停 止 の 長 期 間 に わ 下	6-3 態地 域 交 通 網 が 分 断 す る 事
3-1-1		●		●	●	●	●	●
3-1-2								
3-1-3	●	●	●	●	●	●	●	●
3-1-4	●	●	●	●	●	●		●
3-1-5	●	●	●	●	●	●	●	●
3-1-6	●	●	●	●	●	●	●	●
3-2-1		●	●	●	●	●	●	●
3-2-2		●	●	●	●	●	●	●
3-2-3			●					
3-3-1				●				●
3-3-2				●				●
3-3-3								
3-3-4								
3-4-1							●	
3-4-2							●	
3-5-1							●	
3-5-2							●	
3-5-3							●	
3-5-4							●	
3-6-1								
3-6-2								
3-6-3						●		
3-6-4								
3-6-5								
3-6-6								
3-6-7			●				●	
3-6-8								
3-7-1								
3-7-2								
3-7-3								
3-7-4								
3-7-5								
3-7-6								
3-8-1								●
3-8-2	●			●				
3-8-3				●				●
3-9-1				●				●
3-9-2								●

基本事業	7【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない					8【迅速かつより良い復興】 地域社会・経済が迅速かつ従前よりも強靱に復興（ビルド・バック・ベター）できる条件を整備する								
	7-1 生市街地で大規模火災が発生する事象	7-2 流出有害物質の大規模拡散・	7-3 二次災害の発生 のため池、防災インフラ等機能不全による	7-4 農地・森林等の被害による	7-5 風評被害による地域経済への甚大な影響	8-1 物の処理が滞ること により復興が遅れる事象	8-2 大量発生する災害廃棄物の不足により復興が遅れる事象	8-3 復旧・復興を担う人材（専門家、コネクティブ・ネットワーク）の不足により復興が遅れる事象	8-4 地域コミュニティの衰退により復興が遅れる事象	8-5 復旧・復興により復旧・被災等、広域・長期にわたる被害の発生	8-6 地盤沈下・液状化現象の発生による有形・無形文化財の喪失・損失	8-7 貴重な文化財や観光資源の喪失・損失	8-8 幅の整備が滞る事象	8-9 住宅・商業施設の確保、仮設住宅の整備が滞る事象
3-1-1	●	●	●			●		●	●					
3-1-2	●		●	●		●	●	●						●
3-1-3		●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
3-1-4		●	●		●	●	●		●	●	●	●	●	●
3-1-5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3-1-6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3-2-1	●	●	●				●	●						●
3-2-2	●	●	●				●	●	●	●				●
3-2-3	●									●				
3-3-1								●						
3-3-2														
3-3-3								●						
3-3-4								●						
3-4-1	●	●							●					
3-4-2									●					
3-5-1									●					
3-5-2									●					
3-5-3									●					
3-5-4														
3-6-1				●		●								
3-6-2														
3-6-3														
3-6-4		●				●		●						
3-6-5		●				●								
3-6-6						●								
3-6-7		●				●								
3-6-8														
3-7-1												●		●
3-7-2	●											●		
3-7-3										●				
3-7-4	●											●		
3-7-5	●											●		
3-7-6												●		
3-8-1												●		
3-8-2												●		
3-8-3			●					●				●		
3-9-1														
3-9-2								●						

			1【市民の命を守る】 大規模自然災害が発生した際の直接死を最大限防ぐ				
政策グループ	施策	基本事業	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5
			の等的建 発で・物 生の大・ 火規交 災模通 に倒施 よ壊設 るや等 死住の 傷宅複 者地合	者大 の規 発模 生津 波等 による 死傷	的気河 な象川 な浸汜 水による 高潮な かつ異 長期常	る大 多規 数模 のな 死土 傷砂 者の災 の害等 生によ	者い のこ に適 に切 よ難 る行 動動 が多 数が でき な 死傷
4 産業・ 観光	4-1 豊かな地域資源 を生かした観光 のまちづくり	4-1-1観光資源の活用と情報 発信					
		4-1-2観光ホスピタリティの 充実					
		4-1-3観光基盤の整備					
		4-1-4観光産業の活性化					
	4-2 商工業・サービ ス業の振興	4-2-1企業立地の促進					
		4-2-2起業の促進					
		4-2-3中小企業の経営安定化	●				
		4-2-4新事業・新産業の創造					
		4-2-5ふるさと製品の振興					
		4-2-6中心商店街の活性化	●				
		4-2-7匠のまちの創出	●				
	4-3 農林業の振興	4-3-1農林業における経営安 定化		●	●		
		4-3-2農林業を支える担い手 の確保と育成					
		4-3-3農林業における生産環 境の整備・保全					
		4-3-4活力ある農山村づくり				●	
	4-4 水産業の振興	4-4-1漁場及び漁港の整備・ 保全	●	●	●		●
		4-4-2漁業経営の安定化		●	●		
		4-4-3海洋資源を生かした地 域づくり					
	4-5 就労環境の充実	4-5-1勤労者福祉の充実	●				
		4-5-2就業の促進					
5 協働・ 行政	5-1 地域活動と市民 活動の推進	5-1-1市民主体のまちづくり					
		5-1-2活動しやすい環境の整 備					
		5-2 市民参画による まちづくり	5-2-1市民との情報共有化の 推進				
	5-3 自分らしく活躍 できる人権を尊 重するまちづく り	5-2-2市民の声が届く広聴の 推進					
		5-3-1人権意識の向上					
		5-3-2人権擁護の啓発・推進					
	5-4 計画的、効果的 な行政経営	5-3-3男女共同参画の推進					
		5-4-1効果的な行政経営シス テムの確立					
		5-4-2健全な財政運営の推進					
		5-4-3効果的な組織体制の充 実					
	5-5 公正、確実な事 務と市民サービ スの向上	5-5-1契約・監理事務					
		5-5-2課税・徴収事務					
		5-5-3会計処理事務					
		5-5-4議会事務					
		5-5-5選挙事務					
5-5-6監査事務							
5-5-7個人情報の管理と保 護、発行事務							
5-5-8文書管理事務							
5-5-9情報公開事務							

	2【救助・救急、避難生活】 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに避難生活環境を確保する						3【行政機能の確保】 大規模災害時に必要不可欠な行政機能を確保する		4【情報通信機能の確保】 大規模災害時に必要不可欠な情報通信機能を確保する	
	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	3-1	3-2	4-1	4-2
基本事業	給等被災地の停止生命に食料・飲料物資	立多集落等同時発生	救消防活動の被災による救助・	療ギ対的施設及び関係者の絶	染被災地における疾病・感	悪数十劣悪な避難生活環境、不	治安の悪化、社会の混乱	下よ市職員・施設等の幅被災に	信電力供給停止等に停止通	活で停止情報伝達手段の伝達機能
4-1-1										
4-1-2										
4-1-3										
4-1-4										
4-2-1									●	
4-2-2										
4-2-3										
4-2-4									●	
4-2-5										
4-2-6										
4-2-7										
4-3-1										
4-3-2										
4-3-3										
4-3-4										
4-4-1			●						●	●
4-4-2										
4-4-3										
4-5-1										
4-5-2							●			
5-1-1							●			
5-1-2								●		
5-2-1										●
5-2-2						●				●
5-3-1										
5-3-2										
5-3-3										
5-4-1								●		
5-4-2								●		
5-4-3								●		
5-5-1								●		
5-5-2								●		
5-5-3								●		
5-5-4								●		
5-5-5								●		
5-5-6								●		
5-5-7								●		
5-5-8								●		
5-5-9								●		

	5【経済活動の維持】 大規模災害時においても経済活動を機能不全に陥らせない					6【ライフラインの確保】 電気、ガス、上下水道、燃料供給施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に止めるとともに、早期復旧を図る		
	5-1	5-2	5-3	5-4	5-5	6-1	6-2	6-3
基本事業	競争力低下による企業の生産力・断	大なる社会的影響	火災、重要な産業施設の損壊、	基幹的機能停止	食料等生活用品の安定供給が滞る事	電力供給ネットワークの機能停止	上水道の供給の長期停止	地域交通網が分断する事
4-1-1								
4-1-2								
4-1-3								
4-1-4								
4-2-1	●	●	●	●		●	●	
4-2-2								
4-2-3	●	●			●			
4-2-4	●	●				●		
4-2-5	●							
4-2-6	●	●						
4-2-7								
4-3-1		●			●			
4-3-2					●			
4-3-3					●			
4-3-4								
4-4-1	●	●		●	●	●	●	●
4-4-2					●			
4-4-3								
4-5-1								
4-5-2								
5-1-1								
5-1-2								
5-2-1								
5-2-2								
5-3-1								
5-3-2								
5-3-3								
5-4-1								
5-4-2								
5-4-3								
5-5-1								
5-5-2								
5-5-3								
5-5-4								
5-5-5								
5-5-6								
5-5-7								
5-5-8								
5-5-9								

基本事業	7【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない					8【迅速かつより良い復興】 地域社会・経済が迅速かつ従前よりも強靱に復興（ビルド・バック・ベター）できる条件を整備する						
	7-1 生市街地で大規模火災が発生する事態	7-2 流出有害物質の大規模拡散・	7-3 二次災害の発生	7-4 農地・森林等の被害による	7-5 風評被害による地域経済への甚大な影響	8-1 大量の発生する災害廃棄物の処理が滞ること	8-2 復旧・復興を担う人材（専門家）の不足により復旧・復興が遅れる事態	8-3 地域コミュニティの衰退により復旧・復興が遅れる事態	8-4 復旧・復興による復旧・復興の遅れ	8-5 貴重文化財や観光資源の喪失・損失	8-6 事業用施設の確保・仮設住宅の整備が進まず	8-7 より良い復興に向けた取り組みの遅れ
4-1-1										●		
4-1-2							●			●		
4-1-3										●		
4-1-4					●					●		
4-2-1		●			●		●					
4-2-2					●		●				●	
4-2-3					●		●				●	
4-2-4					●		●				●	
4-2-5					●							
4-2-6	●				●		●				●	
4-2-7									●			
4-3-1			●	●	●		●	●				
4-3-2				●	●		●	●				
4-3-3				●			●	●				
4-3-4				●	●		●	●				
4-4-1		●			●	●	●					●
4-4-2			●		●		●	●				
4-4-3								●				
4-5-1												
4-5-2							●					
5-1-1				●				●				
5-1-2								●				
5-2-1												
5-2-2												
5-3-1								●				
5-3-2								●				
5-3-3								●				
5-4-1												●
5-4-2												●
5-4-3												
5-5-1							●					
5-5-2												
5-5-3												
5-5-4												
5-5-5												
5-5-6												
5-5-7												
5-5-8												
5-5-9												

### 3 計画の進行管理

毎年度作成する「主要な施策の成果報告書（まちづくり達成状況報告書）」により国土強靱化の進捗を評価していき、翌年度以降の更なる取組に結び付けていきます。

また、山口市防災会議の委員から強靱化の取組についての提言をいただくとともに、第二次山口市総合計画における実行計画の策定等を通じて具体的な取組の見直し等を行います。



## 山口市国土強靱化地域計画

令和3年（2021年）3月発行

発行者 山口市 総務部 防災危機管理課

〒753-8650

山口県山口市亀山町2番1号

TEL 083-934-2723

FAX 083-934-2958

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>